

PARAMOUNT

NEWS



パラマウント硝子工業株式会社

<http://www.pgm.co.jp>

(営業企画課)

〒102-0083

東京都千代田区麹町2-4-1 麹町大通りビル

TEL: 03-4582-5370

# パラマウントニュース

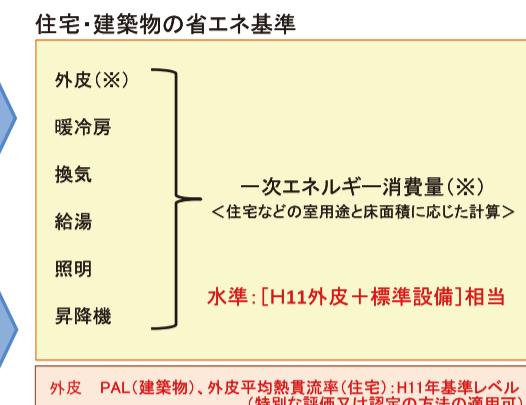
VOL.8 2012 NOVEMBER

## 省エネ基準の見直しの全体像

| 建築物 | 建築物の省エネ基準 |
|-----|-----------|
| 外皮  | PAL       |
| 暖冷房 | CEC/AC    |
| 換気  | CEC/V     |
| 給湯  | CEC/HW    |
| 照明  | CEC/L     |
| 昇降機 | CEC/EV    |

| 住宅  | 住宅の省エネ基準           |
|-----|--------------------|
| 外皮  | 年間冷暖房負荷/熱損失係数/仕様基準 |
| 暖冷房 | なし                 |
| 換気  | なし                 |
| 給湯  | なし                 |
| 照明  | なし                 |



改定省エネ基準の内容は現行の省エネ基準である平成11年基準から考え方を大きく変更する。これまでの省エネ基準は主に断熱性能などの性能値を規定し、それをクリアすることを求めてきた。

外皮の断熱性能は平成11年基準の性能に相当することを求めているが、その基準の考え方方が変わる。

具体的には、これまでの熱損失係数(Q値)に基づく基準に基づく基準(U値)に見直す。

Q値の場合、小規模住宅や複雑な形状の住宅では、床面積に対する外皮表面積の割合が大きいため、基準値を満たすために30%を超える断熱材の施工を必要とするケースもあった。この問題を解決するために、外皮全体の断熱性能を評価する指標としてU値を採用する。

改定省エネ基準では、改定省エネ基準と同等以上が維持される。一年間の猶予期間が設けられる見込みだ。

住宅のトップランナー基準は、そのまま維持される。なお、性能表示制度については来年4月1日からの変更はない。長期優良住宅やフラット35Sの要件も変わらない。

改定省エネ基準の内容が決定した。外皮の断熱性能だけではなく、設備機器の性能も含めた住宅全体の省エネ性能を評価する内容に大きく変更される。施行は来年4月1日からだが、今年度からスタートした低炭素建築物の認定制度へも、その考え方が導入されており、今から対応が求められようとしている。

## 改正省エネ基準が始動

2020年度までの義務化に向けて

## 認定低炭素住宅制度がいよいよスタート

新たな省エネ基準よりもさらに10%の削減を

### 低炭素住宅・建築物の認定制度

一次エネルギー消費量を削減することを求めている。計算

外皮の断熱性能に対する評価の考え方については、新たな省エネ基準に合わせ、Q値からU値へと変更される。

さらに、「認定低炭素建築物」に加え、住宅・建築物の低炭素化に役立つ措置も評価する。「節水対策」「ヒートアイランド対策」「建築物(躯体)の低炭素化」に関する措置が評価対象となる。

### 低炭素住宅・建築物の認定制度

一次エネルギー消費量を削減することを求めている。計算

外皮の断熱性能に関する評価の考え方については、新たな省エネ基準に合わせ、Q値からU値へと変更される。



再生が進む「清航館」



多くの人々が修復に協力



高性能ガラスウールによる断熱改修も実施

### 昔ながらの方法で修復し 暖かさを加える

豊田さんは、この建物を意識的に二階の天井高を低くして外観は大きな平屋建てのようにみえる工夫や、2階の床の間に螺鉗細工も施されている。近代になり家業が酒屋に代り、梁には節のまつたない松が使われている。また、意

具体的には、土壁づくり教室などのワークショップを開催、昔ながらの家づくりを学び、「清航館」の修復を通じてそれを体験できる仕組みだ。これまでに約150人近い人がワークショップに参加し、「清航館」の修復に協力している。最近では県外からの見学・視察やワークショップへの参加も増えてきているという。

### 古民家再生を面で進め まちおこしにつなげる

同プロジェクトには「住まいを住み継ぐことは、昔から続けられてきたはずなのに、ここ数十年ですっかり忘れられてしまつた。これをもう一度取り戻したい」という豊田さんの思いが込められている。

古民家をショッピングモールなどのスペースとして貸し出すことでビジネスの機会も生む。

例えば、豊田さんは「清航館」の近くに建つ大正10年竣工のレンガ造の蔵を10年間の期限付きで借り上げた。やはり古くなつて取り壊しを検討されていた建物である。

古民家をシンプルやギャラリーなどに使用することを想定して、借り手を募集している。

こちらは喫茶店やギャラ

リーなどに広がっていく、そんな地域の再生につなげていけたら

# 被災地の古民家を再生し 新たな“住み継ぐ仕組み”づくりを

福島・豊田設計事務所

豊田善幸・豊田設計事務所代表（福島県いわき市）が、東日本大震災で被害を受けた古民家を再生する「いわき市・中之作直してみんなプロジェクト」に取り組んでいる。

いわき市江名・中之作地区の港に面するこの建物は築200年以上といわれる木造・

2階建で、建築当時は塩問屋

を営んでいたという。非常に

手をかけたつくりで、25cm角

のけやきの通柱が2階まで通

り、梁には節のまつたない

松が使われている。また、意

識的に二階の天井高を低くし

て外観は大きな平屋建てのよ

うにみえる工夫や、2階の床

の間に螺鉗細工も施されて

いる。

近代になり家業が酒屋に代

り、梁には節のまつたない

松が使われている。また、意

識的に二階の天井高を低くし

て外観は大きな平屋建てのよ